

「第2回八王子ビートルインズU15」
トライアウト開催にあたって

新型コロナウイルス感染症 対策ガイドライン



このガイドラインはクラブの判断のもと内容の変更、および停止する場合がございます。

はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染の予防及び対策について、第2回八王子ビートレインU15トライアウト生(以下、トライアウト生)やその保護者に推奨する手順を示すものです。

当日のトライアウトに関わる一人一人が新型コロナウイルスの特性を理解し、感染を予防する行動をとっていくことで、感染リスクを最大限回避することが出来ます。

お子様が「安心・安全」に活動できる環境を作るために皆様のご理解とご協力をお願い致します。



感染経路について

(1)飛沫感染(咳・くしゃみ・おしゃべりによる感染)

通常の風邪やインフルエンザのように、咳やくしゃみによりウイルスが体外から排出され、それを吸入することで感染が生じます。特に新型コロナウイルス感染症では、濃厚接触状態(手が届く範囲)における“おしゃべり”でも感染が広がる可能性があります。

(2)接触感染(手で触れることによる感染)

咳・くしゃみ・おしゃべりによって体外に排出されたウイルスが、手指などを介して粘膜(口、鼻、目など)から体内に侵入し感染が成立します。咳・くしゃみ・おしゃべりで排出されたウイルスは条件次第では、数日に渡って生き続けることもあります。

感染防止対策①

八王子ビートレインズU15では以下の感染予防を対策として取り組んで参ります。
※ご理解・ご協力いただけない場合は、参加をお控え頂く場合がございます。

<移動時>

- ・家からトライアウト会場等の施設までの移動中、及び施設内(活動中は除く)はマスクの着用をお願い致します。

<練習前>

- ・事前検温の徹底をお願い致します。
 - トライアウト当日に自宅で検温を行い、参加確定者に配信する「チェック表」にご記入ください。
 - ※チェック表は受付時にご提出いただきます。
 - ※37.5℃以上ある場合はトライアウトの参加はできません。その場合は以下の連絡先へご連絡ください。
(前日まで：042-649-4440 当日：070-3830-8741)
 - ※体調不良による当日キャンセルの場合は別日のトライアウト日程を改めてご案内致します。
- ・体育館到着後は必ず手洗い・うがい※(1)、手指の消毒、施設内での咳エチケットをお願い致します。
- ・使用するボールの消毒を徹底します。
- ・施設内の滞在時間を縮小するため、体育館には受付開始の5分前の到着、練習後の速やかなご帰宅をお願い致します。
- ・保護者様の見学は、現在トライアウト会場の観客席が封鎖されているため出来ません。
また、トライアウト中の共有スペースの待機も三密を回避するためご遠慮ください。
 - ※今後のトライアウト会場の制限解除により、見学を可能にする場合がございます。
その場合は改めてご連絡致します。



感染防止対策②

<練習時> ※U15トライアウトでは以下の内容に配慮して実施します。

- ・選手同士の必要のない接触は極力回避します。
- ・選手同士の間隔は必要な場合を除き、極力確保して行います。
- ・選手同士の必要のない会話は極力控えてください。
- ・コーチ陣につきましては対話が必要なため、マスクを着用します。
- ・休憩時間または練習メニュー転換時に手指消毒、ボールや用具の消毒も可能な限り行います。
- ・ビブスなどのウェア類は共有しません。選手同士のドリンクの共有もお控えください。
- ・体育館の換気も徹底します。

<その他> ※各家庭で以下、生活習慣の心がけをお願い致します。

- ・バランスの良い食事、十分な睡眠、軽度の運動、ストレスをためない。
- ・人ごみを避ける。(外食などを含め)



情報開示について

「新型コロナウイルス感染症」に感染時の情報開示にあたっては感染症の予防や治療に必要な情報として、感染発症状況などを積極的に公表することを求められています。(感染症法16条)
つきましては、当該感染時には保健所及び自治体に対しての情報開示を行います。
その後、クラブとして以下の事項に留意し、リリース等公式に発表致します。(濃厚接触時も含む)

留意点：

感染者だけでなく、家族等に対するいわれのない差別や偏見を防ぎ、個人の人権が損なわれることのないよう、情報保護等には十分留意します。

個人名の開示は原則非公開としますが、感染者本人に公開の意志がある場合はこれを尊重する場合がございます。その場合は家族、関係者などがいわれのない扱いを受けたりするなど、多大な影響が及ぶ可能性なども十分考慮し、当事者と十分に協議したうえで判断するものとします。

※従業員から感染者が出た企業に対して、保健所が公表を指示することはありません。

また企業が自主的に公表する場合は、個人情報や人権に十分に配慮し、保健所と連携することが求められています。

